

交渉情報	NO.48	日本郵便信越支社 総務・人事部 かんぽ生命信越エリア本部
JP労組信越地方本部	2016年12月27日	添付資料:3枚

【中央交渉情報共通第19号関連】

2016年度3月期における高齢勧奨退職の実施について

日本郵便信越支社総務・人事部及びかんぽ生命信越エリア本部は、本日（12月27日）「2016年度3月期における高齢勧奨退職の実施」について地方本部に説明してきました。

選考対象者、退職者の承認等については支社資料を参照願います。実施日、周知・勧奨期間及び退職に伴う優遇措置は以下の通りです。

1 実施日

日本郵便	2017年3月31日(木) ※次回は、2017年9月末に実施予定
かんぽ生命保険	2017年3月31日(木)

2 周知・勧奨期間(一般社員)

日本郵便	2017年1月5日(木)－26日(木)	22日間
かんぽ生命保険	2017年1月5日(木)－26日(木)	22日間

3 退職に伴う優遇措置

退職事由別・勤続期間別支給乗率は、「勧奨退職の支給乗率表(別表第1)」を適応する。

※退職手当の額＝退職日退職手当ポイント×退職事由別・勤続期間別支給乗率×
ポイント単価(100円)

※勧奨退職の支給乗率は、従来の勧奨退職手当と同様の調整ができるよう採用時年齢及び退職時年齢別に設定している。

新人事給与制度によってポイント制に移行しましたが、新制度に比して減額は発生しないことを確認しています。

なお、勧奨退職に係る退職手当の算定については、勧奨退職希望者が自局の総務部の給与担当、又は管理者を通じて共通事務集約センターへ照会をすることで確認できるとしています。

また、周知漏れのないよう、強制等が行われないよう申し入れたところです。